

三国港市場日曜朝市開催要領

1. 目的

三国港市場日曜朝市（以下「朝市」という。）は、以下を目的として開催する。

- (1)三国港市場の有効利用
- (2)水産物や加工物の販路拡大
- (3)新たな産物の開発の推奨
- (4)休日の少し贅沢な朝ごはんの提供
- (5)安価での販売による安心な市内産物の宣伝
- (6)地元で親しまれ愛されるにぎわい市場の創出

2. 開催日時

開催日時 毎週日曜日 7：30 ～ 11：30（出店時間は応相談）

上記のほか、主催者と出店者との協議により必要と認められた日に開催することができる。

3. 開催場所

坂井市三国町宿一丁目17番33号 三国港市場荷捌所

4. 主催者

朝市は、一般社団法人三国港市場（以下「当法人」という。）と坂井市が共同で開催する。

5. 出店者

出店者は、本事業の目的に賛同する個人・法人および団体のうち、出店申込みを行い主催者の許可を得たものとする。原則とし、坂井市内に住所又は事業所を置くものとするが、主催者が出店の必要性を認めたものについては、この限りではない。

6. 出店募集数 最大 60 店舗程度

7. 出店者の確保

主催者は、毎回 20 店舗以上の出店を確保するように努める。

8. 出店ルールの遵守

(1)出店者は、次の事項について遵守しなければならない。

- ①主催者の指示に従い、健全な営業に努めること。
- ②朝市の目的に則り、適切な販売価格に努めること。
- ③出店に関する事故、販売に関するトラブル等について、出店者が一切の責任を負う。
- ④出店名義の又貸しや責任の所在が不明瞭な委託販売等の禁止。
- ⑤出店時刻、退店時刻の厳守。
- ⑥屋内ブースでの食品加工、調理は原則禁止とする。食品衛生法に基づく許可を得た施設で製造、パッケージされた商品の販売のみ可能。
- ⑦食品の販売にあたり名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等は、お客様から聞かれた際には、正確に回答する。

⑧屋外ブースにて食品加工、調理を行う場合は、出店者があらかじめ食品衛生法に基づく許可を得ること。

⑨出店者はお客様に不安感や嫌悪感を与えるような服装、言語および態度は慎むこと。

⑩机、イス、値札などの備品、及びつり銭等については各自用意すること。

(2)出店品目は次のとおりとする。

①鮮魚、農産物、園芸品、弁当、総菜、菓子類、加工品、手工芸品など
食品は、営業許可を受けた施設内で製造されたものに限る。

②各種団体活動のPR

③その他、協会が適当と認めるもの。

(3)清掃

出店場所およびその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については、出店者が責任を持って回収し、持ち帰ること。

(4)開催中止

①天候や疫病の状況により、開催を中止する場合がある。なお、開催中止の判断は主催者が行い、開催前日の午後5時に決定し、中止の場合は、各出店者に連絡する。

②予備日の開催はしない。この場合に生じる損害は、主催者は一切補償しない。

9. 募集および応募方法

(1)直接郵便、ホームページ、SNS等により募集する。

(2)出店希望者は出店申込書を当法人に提出する。

(3)出店者は各開催日ごとに出店の可否を開催日の10日前までに当法人に連絡する。

(4)当法人は出店の可否を開催日の7日前までに出店者に対して連絡をする。

(5)出店者が出店をキャンセルする場合は、速やかに当法人に連絡すること。無断で出店をキャンセルした場合は、以後の出店を認めない場合がある。

10. 出店費用 1ブース1回 1,000円

開催日当日、開始時間までに主催者へ納付する。

11. 広報・宣伝

(1)のぼり旗を作成し、会場付近に設置する。

(2)ホームページ、SNS、市広報誌による広報。

(3)マスコミ機関を利用した積極的なパブリシティの活用。

12. その他

(1)販売場所は主催者が決定し通知する。

(2)机、イスなど設営に必要な備品は出店者で準備すること。

(3)電源、水道が必要な場合は、別途相談とする。

(4)食中毒等の防止措置を講じるとともに、食品衛生について注意すること。

(5)販売価格の設定、金額表示、現金の収受、管理は出店者で行う。

13. お問い合わせ先

一般社団法人三国港市場 福井県坂井市三国町宿一丁目17番33号

電話 0776-50-3921 FAX 0776-50-3924

メール mikuniminato-ichiba@beach.ocn.ne.jp